

【お問い合わせ内容】

- 子育てのバックアップはありませんか。
- ・保育料が上がりました。
- ・第4子からしか町の補助はないのですか。

【新富町からの回答】

日頃から、本町の福祉の増進にお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

「町民の声」にて「保育料が上がりました」ということでございましたが、保護者様の収入額が上がられたということであろうかと存じます。お子様を育てながらお仕事を頑張られていることに敬意を表します。

さて、3歳未満児の保育に関する費用については、毎月対象児童一人10万円以上が必要で、保護者の負担額（保育料）と国や県、市町村の負担で保育が実施されております。

本町の所得階層区分ごとの保育料は、国が示す保育料の基準より町民税課税世帯にあつては、約1割から最大5割以上の負担軽減を町独自に行っております。

また、本町では第4子以降の保育料は無料としており、第2子、第3子についても一定の所得に満たない世帯（町民税所得割額64,600円未満）は、兄弟が小学生以上（要就学）であっても、保育料が第3子は無料、第2子は無料または半額となるよう負担軽減を図っているところでございます。

子育て世帯への支援は、本町としても大変重要であると考えており、限られた財源の中ではありますが、保育料だけではなく、これまでも18歳未満のすべての子育て世帯への支援を他市町村に先駆けて実施してまいりました。

なかでも令和2年度からは、小中学生への給食費の無償化を実施しており、乳幼児・児童生徒・高校生等の医療費については、令和5年1月から無償化することといたしております。

ご指摘の、多子世帯（第2子以降）の減免の基準に該当しない第3子の保育料につきましては、今後の検討課題として貴重なご意見として承りました。

新富町は今後も、子育てしやすい街づくりのため、財源の確保に努めながら子育て世帯への支援を拡充してまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。